

赤松健 参議院選挙出馬 特別編

本当に赤松健でいいのか？

2022年7月6日版
山田太郎事務所
V1

今日の特集



赤松健FAQ：1-1 なぜ国会議員を目指すのか

#1-1

赤松健FAQ：赤松健編

なぜ国会議員を目指すのか？

苦しいことが多いけど、日本の豊かな創作環境を守るためやりぬきます！



➡ クリエータの声を国政に反映させる

不本意な政策

D/L違法化など「クリエイタのために」と言いながら望んでいない法案が成立しかかる。

自分たちの声を政治に届ける存在が必要と痛感。

誰もやらない

政治活動は面倒で批判ばかり来る損な役割で誰もやらない。

若手のため、日本の創作環境を守るため火中の栗を拾う決意。

山田太郎 三顧の礼

山田太郎議員の誘いを2度断った末、三顧の礼でついに決意。

比例候補として党本部に推薦したのも山田太郎議員。



政治なんてやりたがるクリエイタ、いません。
でも誰かがやらないと良くなならないし、壊されてしまうんです

赤松健FAQ：1-2 なぜ赤松健なのか

#1-2

赤松健FAQ：赤松健編

なぜ赤松健なのか？

by 赤松ガーディアン

この3つの条件を兼ね備えた候補・議員はいません



クリエイター候補者

現役の漫画家・同人作家で、日本漫画家協会常務理事を努めてきたため他の漫画家との交友も広く、海外でも知名度がある

10年の実績

- 児ポ法による規制阻止
 - TPPによるコミケ消滅阻止
 - D/L違法化での萎縮阻止
- など山田太郎議員とともに10年に渡り政治分野で活動

縛りなし

- 支持団体なし
 - 寄付金なし
 - 派閥無所属
- なので、自由に活動可能な稀有な議員になれる

総合的に見れば、クリエイターの代表として
赤松健以上の意志と実績を持つ候補はいない

赤松健FAQ：1-3 ただの漫画家？

#1-3

赤松健FAQ：赤松健編

ただの漫画家？

山田太郎議員と連携しながら、日本の創作環境を守ってきました。



ロビイストとしての、10年の実績

児ポ法 創作物規制阻止

児童を守るはずの法律が、漫画・アニメ・ゲーム規制、風紀を取り締る法律になりそうに。

このとき山田太郎議員らと知り合い、創作物は対象外に。

TPP 二次創作消滅阻止

著作権侵害を検察官が勝手に告発できるようになりそうに(今は作者のみが可能)

逮捕覚悟の上でしか二次創作ができなくなる危機を阻止。

D/L違法化 軌道修正

海賊版対策のための法案だったが、なぜかスクリーンショット違法化などに.....。

海賊版対策のための法案に軌道修正してもらいました。

その他、出版社への著作隣接権の付与阻止、海賊版対策訴訟にも関わっています。

さらにウェブサービス(マンガ図書館Z、アシ募集サイト)の企画運営など、経営者としての顔も持ちます。

赤松健FAQ：1-4 マンガ図書館Z

#1-4

赤松健FAQ：赤松健編

マンガ図書館Z 設立

by 赤松ガーディアン

<https://www.mangaz.com/>

ウェブサービスを立ち上げ、実業家としても創作者に貢献しています



赤松健運営 絶版/未単行本化マンガ無料閲覧サービス

1 **無料**で
漫画が読める！

2 絶版になっちゃった
漫画から**広告収入**
が入る！



MANGA LIBRARY
Zマンガ図書館**Z**

2011年スタート
16,000冊以上



当時はKindle日本展開前で電子書籍は流行らないと思われてましたが、私は新しい技術が大好きで、連載の合間を縫って作ってみました



快挙！

『逃亡医F』テレビドラマ化！

2007年から2008年にかけて連載されたものの打切で単行本にならず、なんとTVプロデューサーがマンガ図書館Zで見つけてドラマ化実現。

3 **海賊版への対抗**

4 **自動翻訳で海外展開**

赤松健FAQ：1-5 同人誌即売会・イベント支援

#1-5

赤松健FAQ：赤松健編

同人誌即売会・イベント支援

by 赤松ガーディアン

<https://www.mangaz.com/>

この頃は連載を抱えながら頑張っていました



官僚・議員には言いづらい

即売会関係者と官僚・国会議員の橋渡し

誰に相談したらいいの...?

同人誌即売会・イベント関係者

ねこのしっぽ社 赤ブーブー通信社 MAY.JOY (小規模イベント)
有馬啓太郎 (同人作家) ネルケプランニング 福井健策弁護士
緒方恵美 (声優、イベント会社) コミックマーケット準備会

Art for the Future 支援制度利用者

- ・申請書がライブハウス向けで即売会は記入できない
- ・質問についてメールの回答とコールセンターの回答が食い違ってる
- ・締め切り後に回答が来る などなど

同人作家の赤松さんには話しやすい!

最初に動いてくれた!

ヒアリング

官僚は当然現場を知りません。単に官僚に怒るだけの議員もいましたが、赤松は具体的にどこをどう改善すれば良いかをリスト化して官僚に提示

動画説明の用意
回答の統一
回答迅速化
手続簡素化

改善

国会議員

仲介

説明

説明

説明

説明

内閣官房コロナ室

厚生労働省

経済産業省

文化庁

赤松健FAQ：1-6 TPP著作権非親告罪化阻止

#1-6

赤松健FAQ：赤松健編

TPP著作権 非親告罪化阻止

不可能と思われた非親告罪化を阻止できました



by 赤松ガーディアン

親告罪維持に繋げる赤松 健 3つのファインプレイ

1

MANGA議連に規制派議員がいるぞ！



規制派議員は外してもらいました



2

山田太郎議員が議連参加を辞退！



説得して入ってもらいました



3

実は漫画家協会がTPP賛成だった！

松本零士先生に猛反対されながらも説得



ハッピーエンド

二次創作セーフ
(親告罪のまま)

「コミケは創作のゆりかご」発言
(大手出版社)

※これまで両者疎遠だった

海賊版はアウト
(非親告罪)

もし
規制派議員が残ってたら

もし
山田議員が入ってなかったら

もし
漫画家協会がTPP賛成のままだったら

バッドエンド

著作権 非親告罪に

検察官が勝手に告発

二次創作 同人誌壊滅

即売会壊滅

R.I.P



赤松健FAQ：2-1 自民党だと党議拘束で何もできない？

#2-1

赤松健FAQ 選挙編

これ、2019年選挙でも山田さんが散々言われましたね

自民党だと党議拘束で何もできない？

by赤松ガーディアン

➔ **NO**

山田太郎議員が
2年間で証明



専門性のある議員は尊重され
どんどん仕事を任せられます。

会議では1年生議員でも自由に発言
でき採用もされます



法案が成立するまで

担当官僚

← 実はここが一番
止めやすい！

自民党議員だとこの段階で**官僚から**相談される

政務調査会
部会／調査会 etc.

← **全会一致**が原則

自民党議員はこの段階でも**議論に参加**できる！
問題ある法律をここで止めれる

総務会
(25名)

← ここを通過すると
「党議拘束」

ここまで来ちゃうと、確かに止められない
※ ちなみに他党にも党議拘束はあります。自民党だけじゃないよ。

内閣 (閣議決定)

国会審議

← マスコミ・野党が騒ぎ始める。完全に手遅れ

自民党・与党

赤松健FAQ：2-2 支援団体と派閥

#2-2

赤松健FAQ 選挙編

党議拘束より支援団体と派閥

by 赤松ガーディアン

派閥も支援団体も
ない私達を止めれる
者はいません！



党議拘束よりも、**支援団体**や**派閥**の長からの**命令**が議員を縛ります。
特に表現規制問題では、支援団体に**宗教団体**があると止められます。

派閥の長老



やめろ

支持団体



だめだ

寄付者



やめてね

赤松健の選挙

皆さん一人ひとりの支持が私の全て！

派閥なし

支援団体なし

寄付金なし



赤松健FAQ：2-3 赤松健は余裕で当選？

#2-3

赤松健FAQ 選挙編

皆さんの支持
だけが力です



赤松さんは余裕で当選？

by 赤松ガーディアン

→ **No!!!!**

他の候補は組織票を元々持ってていくらか表現の自由票を上乗せすれば当選できます

赤松さんは組織票0なので、
100%、表現の自由票を集めなければいけません。
代わりに**当選したら自由**に動けます！

これだけ
取ればOK~

組織票あり
の候補



表現票

組織票

盛り上がらない選挙でも減らない

表現の自由票

他の候補の
**2-3倍の
表現の自由票
が必要**



組織票なし
の赤松候補

赤松健FAQ：2-4 自民党は表現規制の党？

#2-4

赤松健FAQ 選挙編

自民党は表現規制の党？

by 赤松ガーディアン

私が大量得票で当選すれば、ますます表現規制から遠ざかります



➔ Yes/No

規制派、反対派ともにいます。多くは無頓着。
最近では**政府・総理**も気にかけています

じゃあなぜ表現規制政党と見做されてるの？

a) 規制推進派議員の活動

自党内の表現規制推進派が、表現規制を目的として法案を作成。

例1) 青少年健全育成基本法(現在は方向修正中)

例2) 児童ポルノ規制法

b) 別目的の法案の副作用

規制と関係ない法案だが、表現に無頓着な人が作ったので表現規制につながる法案に

例1) ダウンロード規制 目的: 海賊版の取り締り

例2) 有害図書指定 目的: 出版物への軽減税率適用



どちらのケースも、
自民党部会での審議段階で対応できます！

赤松健FAQ：2-5 表現規制反対なら野党？

#2-5

赤松健FAQ 選挙編

表現規制反対なら野党？

by 赤松ガーディアン

その情報、
古いです！



➔ **No**

今や与野党問わず、表現規制派が暴れまわる状態に。
「正義」を御旗に、彼らの「正義」に合わない表現を規制へ

共産党から非実在児童ポルノ再び

2021年10月、共産党がマンガ・アニメ・ゲームにおける性的表現を許さない社会にしたいと表明

立民 規制反対の議員を追放

党内の表現規制派議員と対立し、発言を咎められ
2021年7月議員辞職。現在は冤罪として告発中。

漫画なども児童ポルノ扱い 請願

社民党、立憲民主党、公明党、自民党議員が2022
年通常国会で同主旨の請願提出。

立憲民主党・共産 AV表現規制

「性行為伴うAV禁止の法制定を別途検討 立憲民主党が方針」(神奈川新聞)
「実際の性交を禁止する項目を入れるなど、より抜本的なAV被害防止に向けて、強く主張…」(共産党 倉林明子参院議員)

赤松健FAQ：3-1 表現の自由の課題を再確認

#3-1

赤松健FAQ：表現の自由編

表現の自由の課題を再確認

by 赤松ガーディアン

これが令和時代の
表現規制 四天王
たちです



特定の倫理観に基づいた表現規制・外圧

エロ・グロ・暴力などの表現を敵視し規制をかけようとする団体、その支援を受けた議員が存在します。
またロビーイングにより国連機関から圧力をかけ、外国の価値観を押し付け規制を作らせようとする団体もあります。

プラットフォームによる独自規制

巨大IT企業やプラットフォームなど、人々の活動の基盤となるプラットフォームを提供している会社が、自らの思想・信条に基づいて投稿を削除したり、商品を販売禁止にしたりしています。

ネット・スマホ・ゲームを敵視した規制

科学的根拠がないまま、ネットやゲームが健康・成績に悪影響を与えると断定し、科学的知見に基づかない規制を作ろうとしている人達があります。

知的財産権に基づく規制

ネット時代にそぐわない古い知財の法律と判例が近年、表現の自由を脅かすようになっていきます。

- 過剰な海賊版対策が表現の自由を規制しそうになる
- 知らずにリツイートしただけで著作権違法を問われる等



赤松健と山田太郎はこれらの脅威から創作者と作品を守ります！

赤松健FAQ：3-2 国連の外圧とは？

#3-2

赤松健FAQ：表現の自由編 国連の外圧とは？

by 赤松ガーディアン

これが
国連外圧→表現規制
の流れです！



制作者代表

取組中

日本の規制ロビイスト

働きかけ

働きかけ

女子差別撤廃委員会の勧告 (2009)

「ゲームや漫画が...児童ポルノの法的定義に該当しないことに懸念を持って留意する」
「女性に対する強姦や性暴力を内容とするテレビゲームや漫画の販売を禁止することを締約国に強く要請」

国連女子差別撤廃委員会 国連子ども権利委員会、UNウィメン etc.



女性差別撤廃は大賛成！

表現規制
部分は反対

表現
規制

勧告など

第5次男女共同参画基本計画 (当初案)

「女子差別撤廃委員会や...における意見や議論を踏まえ」
「メディアにおける不適切な性暴力表現を防止する」
「女性の人権を尊重した表現の推進」

内閣府 男女共同参画局



男女平等は大賛成！

表現規制
部分は反対

表現
規制

漫画やゲームも規制して！



ほら国連が言ってるぞ規制しよう



戸定梨香への抗議

by 全国フェミニスト議員連盟

「国連女性差別撤廃委員会の勧告は日本政府に対して...懸念を表明しています」

『月曜日のたわわ』日経新聞広告

by UN ウィメン

「UN Women は11日付けて日経新聞の経営幹部に対し、今回の全面広告を「容認できない」と抗議」

漫画・アニメ・ゲーム規制請願

参議院法務委員会 新件番号20

「国連子どもの権利委員会による日本政府への勧告の内容を十分に検討し...」

大阪府 表現ガイドライン(訂正前)

「(いわゆる「萌キャラ」)...見る人が不快に感じる内容、男女共同参画の視点を踏まえ、制作するように」

赤松健FAQ : 3-3 インボイス制度

#3-3

赤松健FAQ:政策編

適格請求書保存方式

インボイス制度

by 赤松ガーディアン

インボイス問題の解消のため、
今まで水面下で取り組んでました
本名公開の問題にも取り組みます



ここまでの成果！

免税事業者を選んだ事業者との取引停止は**独禁法上問題**となるおそれがあることを確認し政府見解として発表

出版社・制作会社と交渉しインボイス制度実施後も取引対価の引下げをしないことをお願い・了承をもらう

予算措置
インボイス発行事業者への転換支援のための予算措置実現

	適格請求書	
	出さない	出す
免税事業者	現選択肢A 取引打ち切りの危険	新選択肢C
課税事業者		現選択肢B 急な手取り収入減 事務作業負担増

選択肢Cを財務省と交渉中

「適格請求書発行事業者かつ免税事業者にする」を、ずっと財務省と交渉中。

施行が迫り、一向に埒が明かないのでついに
岸田総理に直訴しました (6/19)



別案1

現状のままインボイスなし
※2019年に軽減税率が実施されているが、大きな問題が出ていないため

別案2

消費税減税で複数税率をなくし、インボイスを不要にする

この方法もありですね。
財務省ハードルは高くなるかと思いますが...



赤松健が死守した表現の自由！

児童ポルノ禁止法改正

非実在児童ポルノ規制を阻止！

→ 規制化・処罰化から「創作的表現の自由」を死守

TPP交渉

著作権法非親告罪化を阻止！

→ 消滅の危機にあった「二次創作文化」を死守

ダウンロード違法化

スクショ違法化を阻止！

→ 表現の自由と表裏一体の「知る権利」を死守

ブロッキング導入

ブロッキング導入を阻止！

→ 表現の自由に必要な「通信の秘密」を死守

ネット依存規制

依存対策での無根拠なネット規制を阻止！

→ 政府による規制から「ネットの自由」を死守

赤松健の押しポイント

漫画家 / クリエイター

参議院には小説家・歌手・プロレスラーといった様々な職業出身の議員が集まっていますが、マンガ・アニメ・ゲームの作者出身の議員はいません。漫画家出身の国会議員は未だおらず。実現すれば唯一無二にして、憲政史上初の出来事に。しかも政策通！

デジタル / 先端技術

自らの手でマシン語を扱えるほどにデジタルに精通。PCゲームを自作し、商業発売。国会議員でそこまでデジタルに明るい人もいなかったのでは。先端技術に対する理解もあり、国会議員の中でも希少なデジタル人材として活躍が期待！

文化交流 / マンガ外交

日本国際漫画賞や海外でのマンガ・アニメイベントなどに積極的に協力。Wikipediaには赤松健のページが28言語で存在。クリエイター自らが文化交流し、議員外交を推進することで、日本のマンガ・アニメ・ゲームを活用した国際協調の推進が期待！

実業家

サービス設計から開発、リリース、運用まで全てに関与した「マンガ図書館Z」やアシスタントマッチングサービス「GANMO」。ユーザーの立場から、より良いシステムを追求した経験は、行政のデジタル化、日本のDXの推進に活かされることが期待！

知的財産のエキスパート

10年以上、著作権関連の政策提言を行い全て実現。海賊版対策等の知財関連の問題について、当事者の実体験に基づいた対応・対策を国政の場で話せてしまう。国民目線でのネット社会の新たな知財問題の解消や、デジタルアーカイブ政策の推進に期待！

今日のトピック

AV新法

AV新法（AV出演被害防止・救済法案）の概要

①目的(1条)

AV出演被害の防止と救済が目的

②定義(2条)

性行為,性行為映像制作物、出演契約等を定義

③実施及び解釈の原則(3条)

性行為の強制禁止、売春等の禁止を確認

④締結の特則(4-6条)

AV毎の出演契約書の作成・交付等を義務付け

⑤履行等の特則(7-9条)

契約後1月撮影禁止、撮影後4月公表禁止等

⑥無効,取消,解除等の特則(10-14条)

公表後1年間無条件で解除可能等(※経過措置有り)

⑦差止請求権(15条)

出演契約の不存在・取消し・解除時に差止可能

⑧プロ責法の特則(16条)

発信者への削除同意照会期間を2日間に短縮

⑨相談体制の整備等(17-19条)

AVの制作公表の各段階での相談体制の整備等

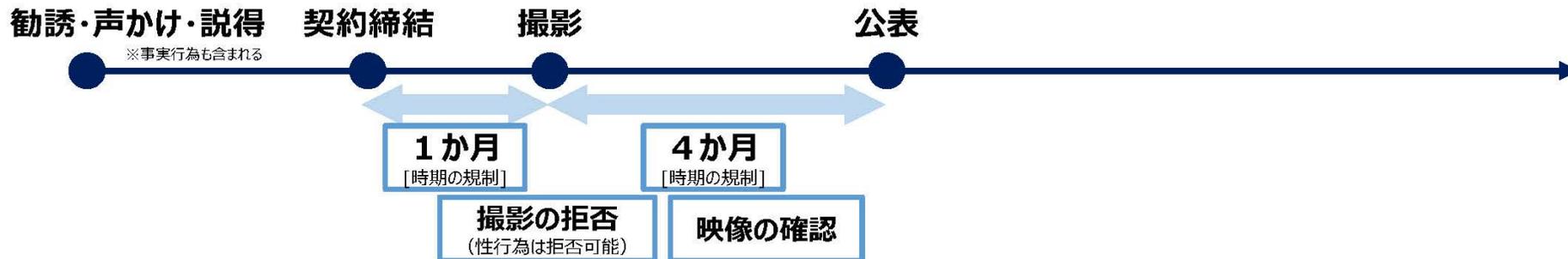
⑩罰則(20-22条)

解除妨害(3年/300万円以下)等

⑪附則

⑥は施行後2年は2年間、2年以内の見直し等

AV新法施行後のフロー図



相 談 体 制

書面交付義務

- 出演する作品がAVであること
- 撮影の日時場所
- 性行為に係る姿態の具体的内容
- 相手方を特定できる情報
- 作品の公表の具体的方法・期間
- 公表を行う者を特定できる情報
- 内閣府令で定める事項

説明義務

- 上記の各項目
- AVの撮影・公表、出演契約の解消に関するルールの内容
- 顔の映像等により、出演者が特定される可能性があること
- 相談窓口の名称、連絡先等
- 内閣府令で定める事項



関連罰則

不実告知又は威迫・困惑行為をした場合：3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
 契約書等交付義務違反・説明義務違反の場合：6月以下の懲役又は100万円以下の罰金

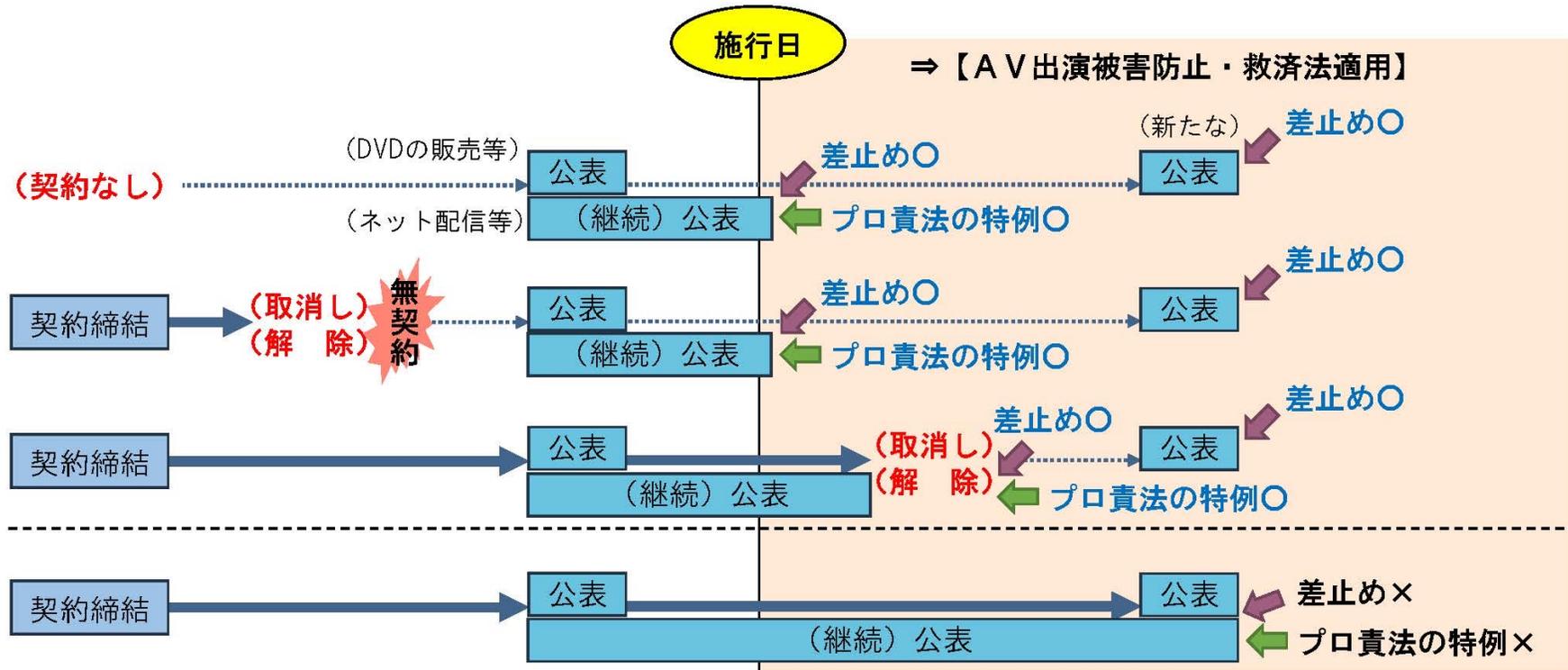
検討条項：2年以内に見直し

経過措置 (2年間) 公表後、2年 無条件に解除可能

AV新法の差止めの適用関係

AV出演被害防止・救済法案の適用関係について (差止請求権・プロバイダ責任制限法の特例関係)

- 本法案では、差止請求権（15条）・プロバイダ責任制限法の特例（16条）につき、特段の経過措置を置いていないため、施行日から直ちに適用されることとなる。
- よって、出演契約が施行日前に締結されていた場合であっても、施行日以降に、出演契約に基づかない公表行為（継続的な公表を含む。）や出演契約の取消し・解除がなされれば差止請求権の適用があり、また、そのAV制作物に係る権利侵害情報があればプロバイダ責任制限法の特例の適用がある。



AV新法への要望・提言：ぱっぷす要望書(2021/3/30)

各政党代表者殿

令和4年3月30日(水)

特定非営利活動法人ぱっぷす
代表者 理事長 金尻カズナ
連絡先：050-3186-4119
<https://paps.jp> paps@paps.jp

4月1日からの「高校生 AV 出演解禁」を止めてください 18～19歳の取消権 維持存続立法化の要望書

現在、18歳～20歳前後の女性からアダルトビデオ（以下AV）出演に関する被害相談が急増しています。支援団体（※1）に寄せられた令和3年度のAV被害相談件数は81件、内20歳未満の被害者は20人で、全体の2割を占めています。刑事告訴をしても刑事事件化できるのは、若年女性をAVに斡旋する事業者まででありAV制作・販売事業者は野放し状態です。このように制作したAVが一度でもインターネット上に拡散した場合、被害者の権利侵害が長期間継続し、心身への有害な影響が極めて重大であることが問題となっていますが、未だに有効な名誉回復手段が存在しません。

これまでは18歳～19歳の被害相談であれば「取り消し権」を行使することができましたが、4月1日からは成人年齢が18歳に引き下げられることにより、被害者であることの立証責任が求められます。しかし、加害者の脅しは電話や対面であり、文章など効力のある証拠が残りにません。撮影をしたくない意思表示をしても、電話や対面などで「さっきまで「ヤル」って言ってたよね」「やりたくないとかいうけど、俺たちや業界のことを何か否定や差別してるのか」と話を畳みかけ出演を承諾させます。加害者は「信用できないから、じゃあさLINEで「頑張ります」と書いて」と指示し、加害者の都合の良い証拠が作られて行きます。

最近では、AV出演契約書に署名押印をする様子を動画で撮影してきますが、事前に署名押印の欄の隣に「撮影楽しみです（ハート）」などと書くように指示します。その後の撮影時も複数の大人たちに囲まれ、恐怖や同調圧力により撮影を余儀なくされたものが、合法的なAVとして大々的に販売されます。

このように、加害者にとっての外形的な証拠がそろっているので裁判所に仮処分を申し立てても認められることはまずありません。現在20歳以上の被害者であっても「立証困難」であることから、18歳～19歳であれば泣き寝入り余儀なくされることは明らかです。

4月から子ども家庭庁の審議が始まります。「こども」の定義について法案では「心身の発達過程にある者」と定め、18歳～20歳といった特定の年齢で区切らず、切れ目ない支援が必要とあります。一方で4月1日の民法改正により、高校生の性暴力被害が深刻になり「暗黒の春」が訪れます。有効な被害救済制度の立法化により穴を埋めて頂きますようお願いいたします。（※1：NPO法人ぱっぷす）

以上

令和4年3月16日

国会議員の皆様へ
18～19歳のAV撮影・販売被害に対する
「未成年者取り消し権の維持存続」立法化のお願い

要緊急対策

現在、18～20歳前後の女性からアダルトビデオ（以下AV）出演に関する被害相談が急増しています。「アイドルになれる」など若年女性の心理を巧みに利用し、無知や不安に乗じてAVに出演させ、事業者は大きな利益を得ています。被害者の多くは「撮影中は“無”だった」と訴えます。この「無」とはレイプ時に受ける極度のストレス状態そのものです。4月から子ども家庭庁の審議が始まります。「こども」の定義について法案では「心身の発達過程にある者」と定め、18歳～20歳といった特定の年齢で区切らず、切れ目ない支援が必要とあります。一方で4月1日の民法改正により、女子高生の性暴力被害が深刻になります。理念と正反対の改正でもあり、対策が急務です。国会議員の皆様には、有効な被害救済制度の立法化により穴を埋めて頂きますようお願いいたします。

① 4月1日以降、18歳～19歳は未成年者取り消し（民法5条1項2項）の保護対象でなくなり、法律の整合性が失われる

② 16歳（児童）からリクルート、動画配信・アイドル活動をさせ、18歳の誕生日すぐにAV撮影という被害事案もあり

③ “幼さ”や“高校生”を売りにしたアダルトビデオが主流になることにより、さらなる被害の低年齢化が懸念

④ 加害者の脅しは通話。文章の証拠が残らない。18歳～19歳にとって“立証困難”被害者が泣き寝入りを余儀なくされる

性的搾取をする人たちは、このときを見逃さない
18歳～19歳の若年層人口 約220万人 への救済策が急務です

被害救済・被害等防止制度の確立へ

法的規制

性的画像記録に関連する
20歳未満のあらゆる契約は
原則として「取り消すことができる」議員立法の成立

被害救済

性的画像記録の拡散により
社会的不利益を被った方に対する
救済策の整備を求めます。（相談～削除要請等の総合的支援）

お問い合わせ：特定非営利活動法人ぱっぷす 〒113-0023 東京都文京区向丘2-27-6-2F
URL: <https://paps.jp> MAIL: paps@paps.jp TEL: 050-3186-4119 FAX: 03-6304-2564

AV新法への要望・提言：撮影被害当事者声明(2022/5/1)

撮影被害当事者声明



5月 01, 2022

性行為映像作品出演被害の防止等に関する法律について当事者からの願い 私たち抜きに法律を決めないでください

性行為映像作品出演被害当事者

「AV出演対策委員会」

多くの被害当事者は、既存の支援団体につながる事ができていません。現在行われている被害者支援は、「強要」被害を訴える被害者を救うサービスを提供していますが、アダルトビデオ（AV）を含む性的画像記録出演に関する被害者の多くは、強要されていない、自らすすんで従事していると思込まされているからです。支援につながる事ができない認知の問題も大きく、「トラウマの再演」や「性的自傷」「関係性の依存」を搾取されているなど、種々の事情を抱えています。既存の支援のやり方では、本当に支援が必要な人が助かりません。現在、性行為映像作品出演被害の防止等に関する法律が審議中です。私たち被害当事者は、2022年3月25日に4万超のAV契約取引権に関する署名を各省庁に提出しました。法律審議の際に、実際の被害当事者の話を聴いて、本当に困難な状況の当事者を救うことができる法律にして下さい。

声明内容：①スカウト全面禁止、②まず医療と福祉につなぐ、③トラウマインフォームドケア、④医療機関、支援機関、自助グループにつながる必要がある、⑤細かいシーンひとつひとつに説明と同意が必要、⑥常に医療と連携が必要、⑦いつでも取り消せることが必要、⑧**犯罪フィクションのコンテンツを禁止する**、⑨適正AVへの規制だけでなく、個人配信、同人AV、イメージビデオ、着エロコンテンツにも適応範囲を広げる、⑩本番行為、粘膜接触の禁止、他のヘルスサービスの性交類似行為の禁止

「AV 新法」の議論に関する共同声明

(中略)

AV 新法の制定に「反対の立場ではない」私たちから、AV をはじめとするセックスワークの現場にいる一人ひとりにとってより使いやすい法制度に向け必要なことは何かという観点から、声明を発表いたします。

(中略)

「より安全に安心して働きたい」。性的な仕事をしてきた人たちの、この当たり前の思いや声は、「騙されやすい」「洗脳されやすい」「まともな判断能力がない」「救済されなければならない人々だ」等、無力化された当事者像の行き過ぎた一般化によって、常に否定され無視され続けてきました。

(中略)

また、働く人一人ひとりの被害者性や搾取性は、社会通念や性規範、女性観によって決まるのではなく、本来、労働者保護の考え方に沿って、労働実態に基づいて判断されるべきものです。

したがって、「性労働そのものが本質的に被害や搾取を伴う不適切な労働だ」との前提にもとづく議論は、今そこで働いている人々のための議論ではありません。

加えて、性行為映像作品出演被害の防止等に関する法律（AV 新法）骨子案に対する**反対意見並びに要望の中には「犯罪フィクションのコンテンツを禁止する」ことが含まれ、具体例として口淫、肛門挿入、異物挿入などがあげられています。これは、特定の性行為を禁止して罰するソドミー法の考えと同じで、大変危険です。**

同性間性交などで行われている行為を法律によって禁止することで、性的少数者を犯罪化してきた最低な歴史を繰り返す、人権を無視した意見や要望は決して看過できるものではなく、強く抗議します。

(中略)

私たちはそれぞれの経験を生き抜き、ここに存在しています。

そして、自らの人生を自分で選ぶなかで人生の過程に危険が伴う時には、その危険から身を守るための権利を有しており、それを主張することが正当なことだと確信しています

警察庁回答：性的コンテンツから性犯罪を誘発との警察庁発表

Q(山田太郎事務所：2022年5月9日調査依頼)

性売買及び性行為映像作品出演被害当事者「AV出演対策委員会」の2022年4月30日付けの当事者声明では、「⑧犯罪フィクションのコンテンツを禁止する」において、**「性的コンテンツから性犯罪を誘発することは、警察庁の発表でも明らかになっています。」**との記述があります。

警察庁がそのような発表を行った事実の有無をお教え願います。仮にそのような事実が有る場合は当該発表についての資料をご提供くださいませ。

A(警察庁：2022年5月10日調査回答)

お尋ねの中にある「警察庁の発表」が具体的に何を示しているのか判然としませんが、**性的コンテンツが性犯罪を誘発するといった発表に該当するものについては承知していない**ところです。

2022年：第208回国会 請願の要旨

第208回国会 請願の要旨

新件番号	20	件名	子供の性搾取被害悪化の現状に鑑み、国連勧告に沿った児童買春・児童ポルノ禁止法の第三次改正を求めることに関する請願
要旨			<p>児童買春・児童ポルノ禁止法の成立から二十二年、第二次改正からも七年を経た今日、横行する子供の性の商品化や、性搾取・虐待を撲滅し、子供の性被害を無くすために、また、G P e V A C（子どもに対する暴力撲滅のためのグローバル・パートナーシップ）推進国の使命として、<u>二〇一九年二月発表の国連子どもの権利委員会による日本政府への勧告の内容を十分に検討し、性被害の現状を改善する抜本的な第三次改正を成し遂げるよう求める。</u></p> <p>ついては、次の事項について実現を図られたい。</p> <ol style="list-style-type: none">一、<u>子供、又は主に子供のように見えるよう描かれた者が明白な性的行為を行っている画像及び描写、又は、性目的で子供の体の性的部位の描写を製造、流通、頒布、提供、販売、アクセス、閲覧及び所持することを犯罪化すること。</u>二、「女子高生サービス」や子供エロティカのように、子供買春及び子供の性搾取を助長し、又は、これらにつながる商業活動を禁止すること。三、加害者に責任を果たさせ被害者となった子供たちの救済を確実なものとするために、オンライン及びオフラインでの子供の売買、子供買春、子供ポルノに係る犯罪を捜査、訴追し、処罰する努力を強化すること。四、生徒、親、教員及びケア提供者を対象として、新しい技術に伴うリスク、及び安全なインターネットの利用法についてキャンペーンを含む意識喚起プログラムを強化すること。五、<u>子供の売買、子供買春、子供ポルノに関する国連特別報告者の勧告（A/HRC/31/58/Add.1, para. 74）を実施すること。</u>

2022年：第208回国会 紹介議員等

件名	<u>子供の性搾取被害悪化の現状に鑑み、国連勧告に沿った児童買春・児童ポルノ禁止法の第三次改正を求めることに関する請願</u>				
新件番号	20	件数	3	署名者数（計）	352
受理番号	紹介議員	会派	受理年月日	付託年月日	結果
20	福島 みずほ	立憲	令和4年1月20日	令和4年1月28日	
260	寺田 静	無所属	令和4年2月15日	令和4年2月25日	
914	佐々木 さやか	公明	令和4年3月24日	令和4年4月1日	

第208回国会 これから付託される予定の請願

会派名は略称で表示されております。

正式な会派名は、「参議院会派名一覧」で、ご覧いただけます。

件名	<u>子供の性搾取被害悪化の現状に鑑み、国連勧告に沿った児童買春・児童ポルノ禁止法の第三次改正を求めることに関する請願</u>				
新件番号	20	件数	1	署名者数（計）	150
受理番号	紹介議員	会派	受理年月日	結果	
1082	打越 さく良	立憲	令和4年4月13日		

既に付託されている同趣旨の請願はこちら [（法務委員会）](#)

AV新法への要望・提言：新日本婦人の会要望(2022/6/8)

参議院各会派 議員各位

「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律案」(衆法)についての要望



要望内容

1. 「性行為映像制作物」について、…性行為等に限定しないでください。
2. …「演ずる」として性交そのものが規制から除外されないようにすることは法技術的に可能であり、修正を求めます。
3. …事実上の強制も規制の対象とする文言にしてください。
4. 「解除」についてさかのぼって対象とすること、公表1年以内という上限もなくしてください。

上記のいわゆるアダルトビデオ被害救済法案について、新日本婦人の会は、女性と子どもの権利とジェンダー平等を掲げ活動する国連 NGO の女性団体として、良識の府の参議院での修正等を求めるものです。

本法案は、成人年齢引き下げに伴い、映像出演契約に関する被害救済のために緊急避難的に提案され、公表後1年(施行後2年については2年)以内の無条件解除権を認める条項がもりこまれ、AV 禁止法制については今後の課題とされたものと理解しています。法案は、日本の法律で初めて「性行為映像制作物」を定義していますが、その内容は、性交映像ありきで、違法性が相当に疑われる AV 業界の実態の追認になっています。「契約ルール」に則っていれば許されるというしくみになっていることは、見過ごせません。

また、当事者や支援団体などからも「対価を伴い性交させる AV 出演を合法化することになるのではないか」「経済的理由や自傷行為的に、AV 出演を契約してしまった人は救えないのではないか」など懸念が出されてきました。当会の子育て中の会員からは「学校では性交などについての性教育をしっかりと受けられていないのに、18歳になったとたん、AV 契約についての危険にさらされることがなぜ許されるのか」、被害者の少女の声を聞いた会員からも「今回の法案で犠牲者が増えないようにしてほしい。解除についてもさかのぼって対象とし、1年という上限もなくしてほしい」などの切実な声が寄せられています。

私たちは、ことさら性を強調し、もっぱら性欲を刺激し興奮させることを目的とした映像制作などの性の商品化は、ジェンダー平等に反すると考えており、性的搾取の実態調査と告発、世論形成に向けて力を尽くしていきます。

本法案が、さまざまな懸念の声を考慮し、性搾取の被害防止に実効性あるものとなるよう、参議院において修正が行われるよう以下、要望いたします。

1. 「性行為映像制作物」について、「性行為」とは性交や類似行為などとしていますが、自民党骨子案段階と同様、「性的行為」映像とし、性交行為等に限定しないでください。
2. 被害当事者や支援者から「演ずる」という文言にしてほしいとの要望に、「本番行為が対象とならないと読まれる」として「性行為に係る人の姿態」と修正し、“性行為そのものを合法化するものではなくなった”と説明されてきましたが、衆院法制局は、意味は変わらないと明言しています。「演ずる」として性交そのものが規制から除外されないようにすることは法技術的に可能であり、修正を求めます。
3. 法案は、性行為の「強制」を認めないとしていますが、形式上「強制」されてなくても、支配関係のなかでセクシャルハラスメントや性暴力が起こっていることは判例でも認められています。事実上の強制も規制の対象とする文言にしてください。
4. 「解除」についてさかのぼって対象とすること、公表1年以内という上限もなくしてください。

あわせて、以下、今後の対策として要望いたします。

1. 相談(カウンセリング含む総合的支援)について、政府、議員が責任をもって体制を強化し、スカウトのパトロールや、電話やラインなどでの相談の周知・広報を直ちに行ってください。
2. 違法な AV 撮影について、現行法でも対応可能です。にもかかわらず公序良俗違反で無効とされたことがないなど、行政・司法、立法府の責任が問われています。売春防止法の不備を含めて、性搾取や AV 禁止規定等について超党派と市民、当事者、支援者、女性団体による検討会を至急開始してください。

AV新法への要望・提言：AV新法の成立に対する声明(2022/6/24)

AV新法の成立に対する声明

2022年6月24日

AV業界に有利なAV新法に反対する緊急アクション

2022年6月15日、「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」（以下、「AV新法」）が参議院本会議で可決、成立しました。

私たち「AV業界に有利なAV新法に反対する緊急アクション」（以下、「反対アクション」）の市民メンバーは、AV新法の4月28日与党骨子案の内容を知り、同案が「出演者の自由な意思決定」による性交等を伴う撮影契約を合法化するものであることに強い憂慮を持ち、反対の意思表示を開始しました。5月9日のヒアリングで反対アクションのメンバーが反対意見を述べたことがきっかけで、5月13日付の修正案が作成され、更にいくつかの修正が加わってAV新法となりました。この過程では「出演者の自由な意思決定」という文言が削除される等多数の修正がなされました。

その結果、AV新法には、この法律のいかなる規定も、他の法令の規定により無効とされる契約を有効としたり、禁止され又は制限されている行為を行うことができることとなるものではないと明記されました。上川陽子衆議院議員も、国会答弁において「性交を含む契約を合法化するものではないか」という私たちの疑念を取り上げ、「現在合法であるといえない契約を合法化するものではない」と述べました。性交契約の合法化の是非が論点として複数の報道でも取り上げられる等、私たちが憂慮を表明したことの意義は決して小さいものではなかったと考えます。

しかしなお、成立したAV新法の条文を見ると、やはり、金銭取引を伴う性行為を合法化する道を切り開くことになるのではないかという疑念が残ります。今まで法律の空白地帯だったAV撮影時における性行為を伴う契約に初めて法律が言及することとなる以上、そもそも金銭を対価にして性行為をさせることはあってはならないという趣旨の規定が盛り込まれるべきでした。

今回成立したAV新法はその目的として「性行為映像制作物への出演に係る被害の発生及び拡大防止」ならびに「その被害を受けた出演者の救済に資するために徹底した対策を講じる」ことを掲げていますが、実際には、契約で定めるべき事項を法定し、事後救済のための特則を定めたものにすぎません。撮影における性行為そのものを違法としていない以上、根本的な被害防止にはなり得ないものです。根本的な被害防止のためには、性行為や人格の尊厳を傷つける行為を撮影され、それが商品化されて消費され続けること自体が被害であるということを踏まえた法律が必要です。

私たちはAV新法の運用状況を注視しながら、AVや性搾取の現場における根本的な被害防止策と、被害にあった人たちへの包括的な支援の仕組みを求めます。

そして、性売買業者や買春を許容しない社会を実現するために世論喚起と法律改正や新たな立法を求め続けていきます。



声明内容

(中略)

成立したAV新法の条文を見ると、やはり、金銭取引を伴う性行為を合法化する道を切り開くことになるのではないかという疑念が残ります。今まで法律の空白地帯だったAV撮影時における性行為を伴う契約に初めて法律が言及することとなる以上、そもそも金銭を対価にして性行為をさせることはあってはならないという趣旨の規定が盛り込まれるべきでした。

(中略)

撮影における性行為そのものを違法としていない以上、根本的な被害防止にはなり得ないものです。根本的な被害防止のためには、性行為や人格の尊厳を傷つける行為を撮影され、それが商品化されて消費され続けること自体が被害が必要です。

私たちはAV新法の運用状況を注視しながら、AVや性搾取の現場における根本的な被害防止策と、被害にあった人たちへの包括的な支援の仕組みを求めます。

AV新法への要望・提言：AV人権倫理機構発表(2022/6/28)

AV出演被害防止・救済法について 当機構の基本姿勢

<本文>

AV出演被害防止・救済法の成立について当機構の基本姿勢ならびに今後の対応

2022年6月15日、AV出演被害防止・救済法（以下「新法」ないし「本法」）が成立、6月22日公布され翌23日施行された。本法は、AVに関係する初めての立法であった。

当機構の立場と法案成立に向けた協力

この「新法」の立案プロセスに対するAV人権倫理機構としての対応方針は、次のとおりであった。当機構は、当機構の設立当初からの目的に沿って、業界に対してあくまで中立の法務アドバイザーの立ち位置を堅持する。具体的には、監督官庁となった内閣府あるいは各政党の国会議員からの情報提供の要請には丁寧に答える一方、AV業界のためのロビー活動に該当することはいっさいしないという姿勢をとってきた。

なお、今回の「新法」立案の発端となった18歳、19歳の女優の起用については、これを避けることを強く推奨する通達を、3月23日にAV業界向けに出している。

3月31日の内閣府でのヒヤリングでは、志田代表理事が概要を次のように発言した。

「AV人権倫理機構は、今回の成年年齢引き下げに伴い、「民法改正後もAV出演は20歳に達してから」とし、意思確認を厳格に行うことを事業者に通達していますので、この自主規制が及ぶ事業者については、「未成年者取消権」を維持することとしても、現在の自主規制ルールと変わりません。むしろ、海賊版配信業者や個人など、業界自主規制が及ばない領域のほうに問題があります。ここへの対策については、異存はありません。ただ、対策はあくまでも実際の被害を対象とするべきで、「AV業界」全般を「被害の温床」と見て、自主規制を守っている事業者にまで事業が立ち行かなくなるようなルールを課すことは避けていただきたいのです。それを行えば、困窮した事業者が、適正事業者の枠から脱落して、問題を起こすグループのほうに転落してしまうおそれが生じます。この点へのご配慮をお願いいたします」

また5月9日の超党派PTによるヒヤリングに参加した際は、まずAVとして非合法の組織や、AVをかたる犯罪者に過ぎないものと、適正AVとの違いを説明したうえで、適正AV内における、人権倫による自主規制（2018年4月から）について説明し、出演強要は、自主規制開始後は、起きていないこと、販売開始後5年たてば女優の申請により配信停止できる制度等について説明した。意見も求められたので、業界に対して厳しすぎる規制は、適正AV内から、脱落し、非合法の活動に走るものができる、逆効果がおきることについて危惧を表明した。このような逆効果は、歴史を振り返れば、禁酒法や売春防止法の導入のさいに起きてしまったことにも言及した。



発表内容

当機構の立場と法案成立に向けた協力

今後の対応

- (1) 出演者による任意解除と自主規制ルールとしての「配信停止制度」
- (2) 撮影禁止期間、公表禁止期間について
- (3) 二年以内の見直しに向けて

反省点 = 正確な認識に基づく状況改善に向けて

AV人権倫理機構の活動の基本原則

AV新法への要望・提言：中山美里氏らキャンペーン(6日前)

女優・男優・スタッフが働きやすい「AV新法」にしてください



女優・男優・スタッフが働きやすい「AV新法」にしてください

#適正AVを守る

AV新法をかえたい!

 **中山美里**さんがこのキャンペーンを開始

女優・男優・スタッフが働きやすい「AV新法」にしてください

～当事者の声を無視してできあがった「AV出演被害防止・救済法」の施行によって生まれた「被害者」の声を聞いて「救済」してください～

【発起人】

葵マリー、天川そら、大島未華子、神田つばき、桜木かおり、翔田千里、月島さくら、友田真希、中山美里

8,353 人が賛同しました。もう少しで
10,000 人に到達します!



 **10,000 の賛同で、このキャンペーンが意思決定者のもとに届く可能性が高まります!**

 小島 聖奈さんが2 分前賛同しました

 竹道 清隆さんが2 分前賛同しました

姓

名

Eメールアドレス

Chiyoda-ku, 100-0001
日本

賛同した際、自分のアカウント名及びコメントを表示させる（チェックを外しても賛同はできます）

 **今すぐ賛同**

賛同することで、[利用規約](#)と[プライバシーポリシー](#)に同意したとみなされ、アカウント作成とメルマガ登録が行われます。配信解除はいつでも可能です。

インボイス制度

日本漫画家協会：現行のインボイス制度導入反対について

現行のインボイス制度導入反対について

私たち日本の漫画家は、その大半がフリーランスとして創作活動を行っております。その中には前々年度の課税売上高が1,000万円以下のいわゆる「免税事業者」に該当する者が多く存在します。

インボイス制度（正式名称：適格請求書等保存方式）では、出版社等の発注元が仕入れ税額控除を行うためには、取引事業者から登録番号が記載されたインボイス（適格請求書）を発行してもらう必要があります。インボイスを発行するためには所轄の税務署に登録しなくてはならないため、免税事業者は課税事業者への変更を余儀なくされます。

インボイスを発行できない場合、発注元と漫画家との関係悪化もしくは最悪、免税事業者であることを理由に取引が中止される等のリスクが考えられます。また課税事業者へ変更したとしてもシステム導入・専門的なサポート等なしではインボイス発行に伴う事業者の事務処理負担が増加することも懸念され、これらはいずれも漫画家の創作活動を阻害するおそれがあります。

次に、そもそもインボイス制度は商品等のカテゴリーによって8%と10%の複数税率が混在する「軽減税率制度」に伴い導入されたものであり、制度導入の前に一時的な一律税率化を検討する余地はあると考えます。またペンネームで活動することの多い漫画家にとってはインボイス発行事業者になると「適格請求書発行事業者公表サイト」に本名が公表されるため、個人情報保護への懸念を抱く漫画家も少なからず存在するのが実情です。

健全なる漫画の普及および漫画創作活動の奨励、ひいては我が国文化の発展に寄与することを目的として活動する当協会は、前述のいくつかの懸念事項を払拭できない限り、現行のままインボイス制度が導入されることは看過できません。

先般、政府が閣議決定した「骨太の方針 2022」においても「クリエイターの創作活動の支援」が重点施策として盛り込まれているという現状、多くの漫画家に不利益を喚起しかねない懸念事項が払拭されていない、現行のインボイス制度には反対し、見直しを求めます。

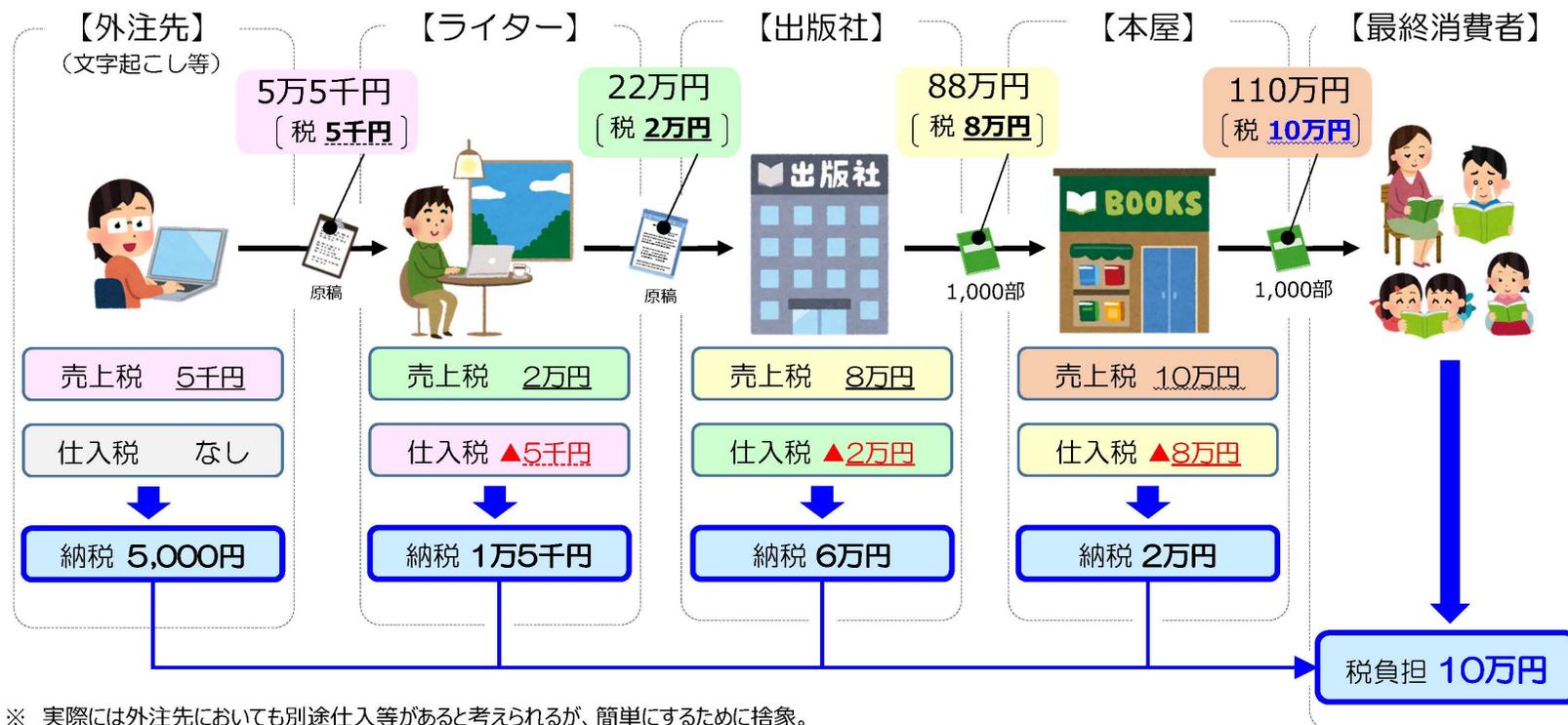
2022年7月4日
公益社団法人日本漫画家協会

消費税の仕組み（出版物の例）

消費税の仕組み（出版物の例）

- 消費税は、【事業者】ではなく【最終消費者】による負担を予定している税
- 消費者としてではなく、【事業者】（フリーランスを含む）として消費税をとらえる必要
- 原則として、最終消費者が負担した消費税と各事業者が納税した金額は一致する
⇒ 消費税は【消費者】が負担するものを、【各事業者】が分担して納税する仕組み
- 仮に「消費税を受け取っていない」との認識であっても内税になっていると考えられるので留意が必要

【イメージ】



※ 実際には外注先においても別途仕入等があると考えられるが、簡単にするために捨象。
また、事業者の納税額はあくまで売上税額から仕入税額を差し引きした結果であり、マイナスになれば申告により還付を受けることとなる。

仕入税額控除の要件

消費税の税額計算と仕入税額控除について

○消費税の税額計算

$$\text{売上税額} - \text{仕入税額} = \text{納税額}$$

→ 「仕入税額控除」



○仕入税額控除の要件

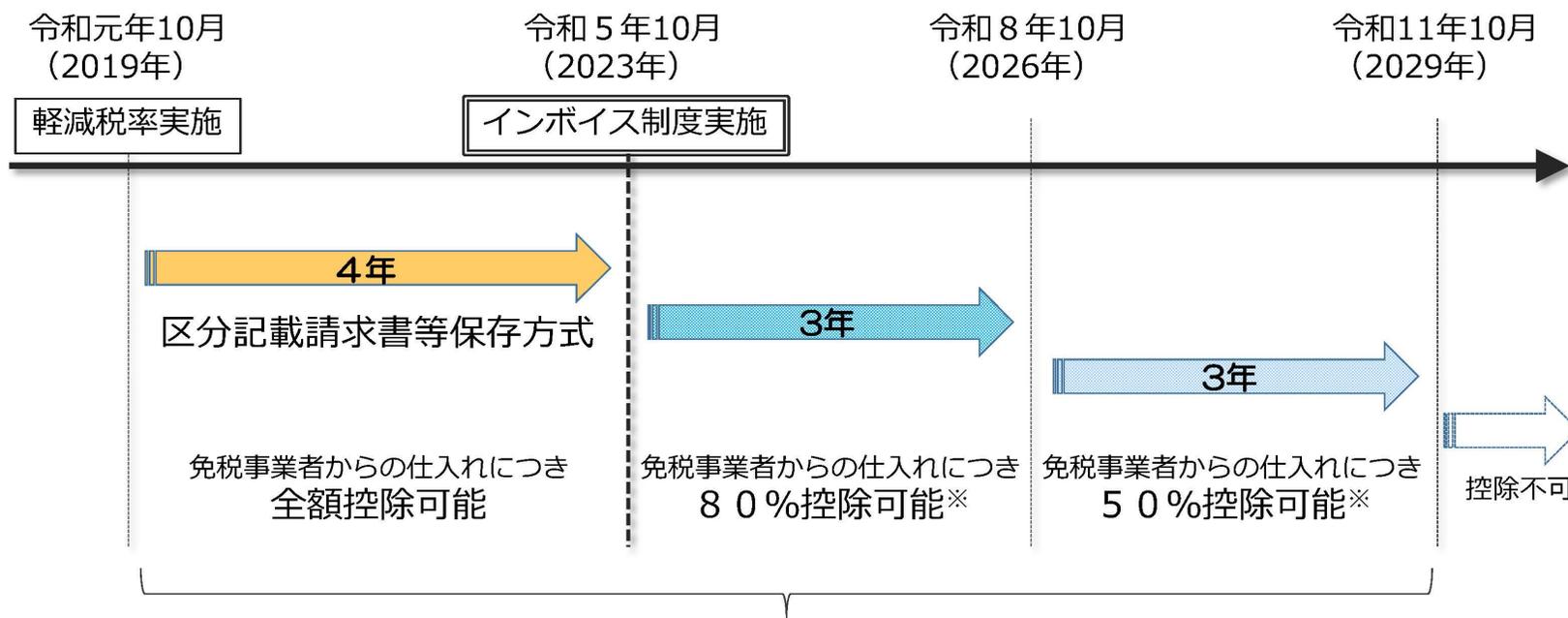
現行制度

～2019年9月 (請求書等保存方式)	2019年10月～2023年9月 (区分記載請求書等保存方式)	2023年10月～ (インボイス制度)
仕入れの事実を記載した帳簿の保存	一定の記載事項が追加された仕入れの事実を記載した帳簿の保存	一定の記載事項が追加された仕入れの事実を記載した帳簿の保存
請求書等の客観的な証拠書類の保存	一定の記載事項が追加された請求書等(区分記載請求書等)の客観的な証拠書類の保存	適格請求書(インボイス)の保存

インボイス制度の経過措置

インボイス制度への円滑な移行のための経過措置について

- インボイス制度への円滑な移行のため、免税事業者や消費者などの適格請求書発行事業者以外から行った課税仕入れについて、制度実施後3年間は仕入税額相当額の80%を、その後の3年間は仕入税額相当額の50%を控除可能。



インボイス制度への円滑な移行のため、10年間の経過措置期間を設けている

(免税事業者はこの間に、課税事業者への転換の要否を見極めながら対応を検討)

※ 仕入税額控除の適用にあたっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存と本経過措置の適用を受ける旨（8割控除・5割控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要

インボイス制度の新選択肢

#3-3

赤松健FAQ: 政策編
適格請求書保存方式

インボイス制度

by赤松ガーディアン

インボイス問題の解消のため、
今まで水面下で取り組んでました
本名公開の問題にも取り組みます



ここまでの成果！

免税事業者を選んだ事業者との取引停止は**独禁法上問題**となるおそれがあることを確認し政府見解として発表

出版社・制作会社と交渉しインボイス制度実施後も取引対価の引下げをしないことをお願い・了承をもらう

予算措置
インボイス発行事業者への転換支援のための予算措置実現

	適格請求書	
	出さない	出す
免税事業者	現選択肢A 取引打ち切りの危険	新選択肢C
課税事業者		現選択肢B 急な手取り収入減 事務作業負担増

選択肢Cを財務省と交渉中

「適格請求書発行事業者かつ免税事業者にする」を、ずっと財務省と交渉中。



施行が迫り、一向に埒が明かないのでついに岸田総理に直訴しました (6/19)

別案1

現状のままインボイスなし
※2019年に軽減税率が実施されているが、大きな問題が出ていないため

別案2

消費税減税で複数税率をなくし、インボイスを不要にする



この方法もありですね。財務省ハードルは高くなるかと思いますが...

新サイバー犯罪条約

新サイバー犯罪条約をめぐる動き

2019年12月 国連総会決議74/247

「犯罪目的でのICTの利用に対処するための国際条約」策定のための
アドホック委員会設立が決定

(international convention on countering the use of information and communications technologies for criminal purposes)

2021年5月10～12日 組織会合開催

同決議等に基づき、同委員会の方式等を決定する会合が開催

2021年5月26日 国連総会決議案が採択（決議75/282）

組織会合の結果も踏まえた同委員会の方式等に関する国連総会決議案を採択
2023年の総会でサイバー犯罪対策条約案を提出することに

2022年2月28日～3月11日 第1回アドホック委員会@NY

決議に基づき、2022年1月から、実質的な条約交渉が開始される予定であったが、
新型コロナウイルス感染症の影響を受けて予定を変更

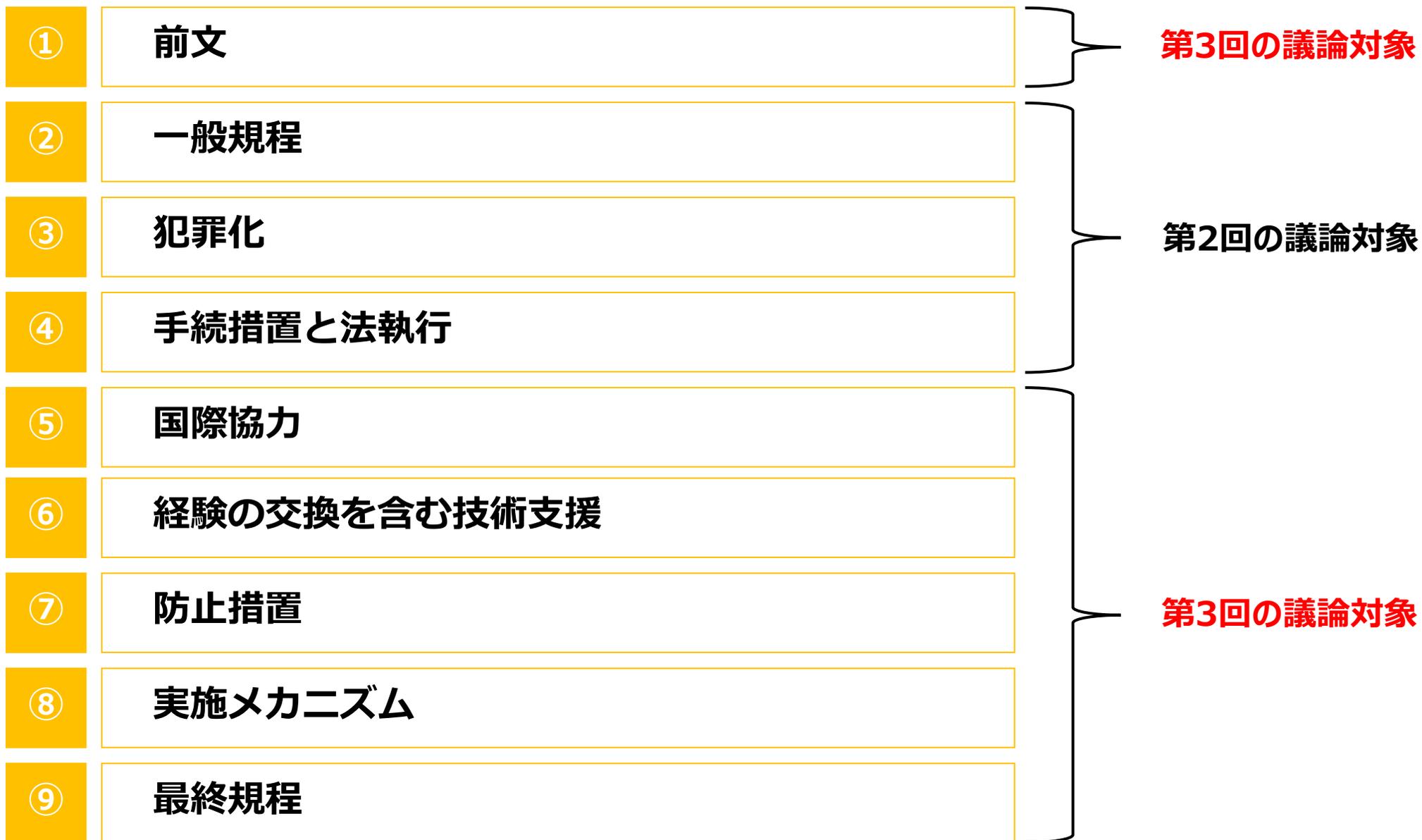
2022年5月30日～6月10日 第2回アドホック委員会@ウィーン

暫定議題によれば、「犯罪化」、「一般規定」、「手続措置と法執行」に関する規定等
を議論

第3回セッション（2022年8月29日～9月9日）@NY、第4回セッション@ウィーン、第5回セッション@ウィーン、第6回セッション@NY

2024年2月以降 第78回国連総会に草案を提出（予定）

新サイバー犯罪条約における決定事項：条約の構成（章立て）



新サイバー犯罪条約：第3回 日本インプット（2022年7月1日提出）

Japan

Contribution on International Cooperation, Technical Assistance, Preventive Measures, Mechanisms of Implementation, Final Provisions and Preamble

1 International Cooperation

1.1 General Principles

1.1.1 Japan believes that we should strive for “a free, fair and secure cyberspace” and enhance our capability to prevent and combat cybercrime all over the world by making the new international convention universal, practical and agreeable to all Member States. As with other chapters, the provisions on international cooperation should avoid duplication with existing international instruments and established frameworks, and should be discussed in terms of provisions that need to be included in the Convention in the context of combating cybercrime. In addition, the content of the international cooperation provisions is linked to the content of the criminalization provisions, and should be reexamined as future discussions on the criminalization provisions take place. This contribution is without prejudice to any future contributions Japan may make in the course of future discussions, including on the present chapters.

1.1.2¹ A State Party receiving a request for assistance should determine, in as transparent and timely a fashion as possible and respecting the urgency and sensitivity of the request, whether it has the capabilities, capacity and resources to provide the assistance requested, and then respond to the request. It is desirable to stipulate this way of response as a general principle; this is particularly important for combating cybercrime because the extent of damage and destruction of evidence in cybercrimes are much severer than in conventional types of crimes.

1.1.3 We could consider stipulating that States Parties shall cooperate with each other, in accordance with the provisions of the chapter of international cooperation, and through the application of relevant international instruments on international cooperation in criminal matters, arrangements agreed on the basis of uniform or reciprocal legislation, and domestic laws, to the widest extent possible 1) for the purposes of investigations or proceedings concerning criminal offenses related to computer systems and data, or 2) for the collection of evidence in electronic form of a criminal offense.



インプット内容

「国際協力」

新条約に基づく国際協力の一般原則や相互援助の内容として検討し得るもの、サイバー犯罪の捜査・訴追における国際協力の円滑化のために必要と考えられる規定等について記載

「技術支援」、「防止措置」及び「実施メカニズム」国際的なサイバー犯罪対策に有益と思われる事項等を記載

「最終規定」

新条約をより多くの国が締結できる条約にするため、必要な限度で**留保を認める規定を設けること等について記載**

「前文」

法の執行の利益と基本的人権の尊重との間に適正な均衡を確保することが必要であること等を記載

新サイバー犯罪条約に関する アドホック委員会での議論

オンラインでの児童の性的虐待および搾取に関連する犯罪草案

第A条 コンピュータシステムを通じた児童虐待資料

1 各締約国は、以下の行為を故意に（合法的な弁解なしに）行った場合、自国の国内法の下で刑事犯罪として確立するために必要な立法措置及びその他の措置をとるものとする。

a **コンピュータ・システムを通じて児童虐待資料にアクセス、制御、送信、配布、提供、調達、制作、または利用可能にすること** もしくは

b **1項(a)の行為に起因する児童虐待資料を所持していること**

2 第A条において、「児童虐待資料」という用語には、

性的行為をしていると暗示されている、または性的行為を行っているように見える、または性的行為を行っている人物の存在下にある子供、または子供の表現を描写または説明する資料

(material that depicts or describes a child, or a representation of a child, who is implied to be, or appears to be engaging in sexual activities or in the presence of a person engaging in sexual activities)

主として性的目的による児童の性的部分の表現 若しくは

(any representation of the sexual parts of a child for primarily sexual purposes)

拷問、残虐、非人道的若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰の犠牲者を描写し又は記述する

(a victim of torture, cruel, inhumane, or degrading treatment or punishment)

資料を含むものとします。

※ Google及びDeepLを用いた仮訳

N.オンライン児童性的虐待

提案1（省略）

（オーストラリア）

提案2 児童ポルノ関連犯罪／児童の性的搾取・虐待関連犯罪／コンテンツ関連犯罪

1. 各締約国は、故意にかつ無償で行われた次の行為を自国の国内法の下で犯罪として確立するために必要な立法措置及びその他の措置をとる。

- (a) コンピュータ・システムを通じて配信する目的で、児童ポルノ／児童の性的搾取を制作すること。
- (b) コンピュータ・システムを通じて児童ポルノ／児童の性的搾取を提供すること、または利用可能にすること。
- (c) コンピュータ・システムを通じて児童ポルノ／児童の性的搾取を頒布または送信すること。
- (d) 自分または他人のためにコンピュータ・システムを通じて児童ポルノ／児童の性的搾取を調達すること。
- (e) コンピュータ・システムまたはコンピュータ・データ記憶媒体において、児童ポルノ／児童の性的搾取を所持すること。

（ブラジル、カナダ、カリコムを代表してジャマイカ、ロシア連邦、またベラルーシ、ブルンジ、中国、ニカラグア、タジキスタンを代表して、南アフリカ、イギリス）

※ Google及びDeepLを用いた仮訳

議長作成の作業文書①-2（第2回セッション時提出）

N.オンライン児童性的虐待

2. 上記1項において、「児童ポルノ」とは、視覚的に以下を描写したポルノを含むものとする。

(a) 性的に露骨な行為に及んでいる未成年者

(b) **未成年と思われる者の性的に露骨な行為**

(c) **未成年者が性的に露骨な行為に及んでいる様子を写したリアルな画像**

(ブラジル、カリコムを代表してジャマイカ、ロシア連邦、またベラルーシ、ブルンジ、中国、ニカラグア、タジキスタンを代表して南アフリカ、スイス、英国)

3. (略)

提案3 児童ポルノに関連する犯罪 (略)

提案4 児童のグルーミング、誘い出し (略)

提案5 ~ 提案9 (略)

※ Google及びDeepLを用いた仮訳

議長作成の作業文書②（第2回セッション時提出）

2. 自殺の助長または強要

提案 1

各締約国は、インターネットを含む情報通信ネットワークを通じた**心理的その他の圧力による自殺（未成年者を含む）の助長又は強要**を国内法上の犯罪として定めるために必要な立法その他の措置をとるものとする。

（ブラジル、ロシア連邦、また、ベラルーシ、ブルンジ、中国、ニカラグア、タジキスタンを代表して）

提案 2

また、各締約国は、次の行為を犯罪とするために必要な立法その他の措置を採るものとする。

インターネットを含む情報通信ネットワーク上で、直接の交流を通じて、または現代の技術や**電子ゲームを通じて、心理的またはその他の圧力により、未成年者を含む者に自殺を勧めたり強制したりすること。**

（エジプト）

※ Google及びDeepLを用いた仮訳

日本のステートメント①（第2回セッション時提出）

1.2 表現の自由

- 1.2.1 サイバースペースにおける活動の犯罪化を検討する際には、国際人権条約を参照する必要がある。新条約の下でどのような行為がサイバーを本質的要素としない犯罪として犯罪化されるか、特にインターネット上の有害コンテンツに関連する行為の犯罪化について判断する際には、加盟国は、表現の自由を守ることの重要性を忘れてはならない。
- 1.2.2 例えば、市民的及び政治的権利に関する国際規約第19条第2項では、表現の自由について、“あらゆる種類の情報及び考えを、国境に関わりなく、口頭、書面若しくは印刷物、美術の形式又は自己の選択するその他の媒体により求め、受け、及び伝える自由を含む。”と規定しており、第19条第3項が権利の一定の制限を規定していることを念頭に置きつつ、学術研究、文化・芸術活動、報道に関する権利と自由が不当に侵害されないよう、各加盟国の実情を考慮して国内法を整備する余地を確保しておく必要があります。
- 1.2.3 表現の自由を守るため、表現活動の抑制を招かないようにすることが必要です。したがって、インターネット上の有害なコンテンツに関する行為の刑事罰化は、すべての加盟国が当該行為の定義について合意でき、かつ、処罰の必要性について実証的な根拠がある場合にのみ行われるべきものである。
- 1.2.4 この条約をできるだけ多くの加盟国が締結できる条約とし、国内だけでなく国際的にも議論の熟成を待つためには、有害コンテンツに係る行為の犯罪化を将来の追加議定書に委ねることが最も有力な選択肢の一つであると考えます。

※ Google及びDeepLを用いた仮訳

日本のステートメント②（第2回セッション時提出）

1.4.4 児童性的虐待と搾取

児童性的虐待資料の作成・配布は、描写された児童の心身の健康に悪影響を与え、児童の人権を著しく侵害する極めて悪質な行為である。インターネットを通じて一度流布した児童性暴力資料は削除が困難であり、今後も児童の健全な育成に重大な影響を及ぼすと思われます。子どもの人権擁護の観点から、児童の性行為を視覚的に描写した資料の作成・配布の犯罪化を支持します。

しかしながら、未成年者と思われる人物や実在しない児童が性行為を行っている様子をリアルに表現した映像を児童性的虐待資料として扱い、これらの映像に関する犯罪を処罰することについては、既存の未成年者が直接虐待を受けることがないことや、表現の自由の重要性を考慮し、慎重に検討すべきと考えています。

※ Google及びDeepLを用いた仮訳

2. 実質的な刑法規定に関する勧告

（略）

中核的なサイバー犯罪に焦点を当てること。OHCHRの見解では、将来のサイバー犯罪条約は、コンピュータ・データとシステムに固有の犯罪に焦点を当てるべきであり、既存の刑法が提供する保護の欠如のために明確な刑法規定を必要とするものである。その上で、データやシステムの完全性、機密性、可用性に対する犯罪、これらの犯罪を行うための装置の不正使用、また適切な場合にはコンピュータ詐欺や偽造など限られた数の特定のコンピュータ関連犯罪など、サイバースペースに固有の犯罪のみを犯罪化することが必要である。

さらに、**サイバー犯罪に関する将来の協定は、オンライン上の表現内容に基づく犯罪（「コンテンツ犯罪」）を含むことを避けるべきである。**サイバー犯罪法は、過激主義、テロリズム、公序良俗、ヘイトスピーチに関連する様々なオンラインコンテンツを犯罪化するなど、表現の自由に過度な制限を加えるために利用されてきた。**将来のサイバー犯罪条約は、その規定が人権基準で保護される行為を不当に制限するために適用されたり解釈されたりしないことを明示的に保証する必要がある。**

（略）

※www.DeepL.com/Translator（無料版）で翻訳しました。

ロシア案（第一回セッション時提出：児童ポルノ関連）

第15条 資料の作成と配布に関連するICT関連の犯罪 または未成年者のポルノ画像を含むオブジェクト

1 各締約国は、国内法に基づいて犯罪として立証するために必要な立法およびその他の措置を採用するものとします。

これは、意図的かつ権利なしに行われた場合の次の行為を行います。

- a 情報を通じて配布する目的で児童ポルノを作成するインターネットを含む通信ネットワーク。
- b インターネットを含む情報通信ネットワークを通じて児童ポルノを提供または利用可能にする。
- c インターネットを含む情報通信ネットワークを使用して、児童ポルノを配布、送信、公に表示、または宣伝すること。
- d 自分自身または他の人のためにICTを使用して児童ポルノを調達する。
- e コンピュータシステムまたは電子デジタルデータストレージデバイスに児童ポルノを所持している。

2 上記の第1項の目的のために、「児童ポルノ」という用語には、以下を視覚的に描写するポルノ素材が含まれるものとします。

- a 性的に露骨な行為に従事する未成年者。
(a minor engaged in sexually explicit conduct;)
- b 性的に露骨な行為に従事している未成年者のように見える人。
(a person appearing to be a minor engaged in sexually explicit conduct;)
- c 性的に露骨な行為に従事している未成年者を表すリアルな画像。
(realistic images representing a minor engaged in sexually explicit conduct;)

この条文の目的上、「未成年者」という用語には、18歳未満のすべての人が含まれるものとします。ただし、当事者は16歳以上の年齢制限を要求する場合があります。

現行条約とロシア案の比較（児童ポルノ関連）

現行条約	ロシア案	変更点	概要
1項	1項	なし	犯罪化すべき行為：児童ポルノのネット上での a製造、b提供、c送信、d取得、e保有(電子的)
2項	2項	なし	児童ポルノの定義：性的にあからさまな行為を行う次のものの描写 a未成年者、b外見上未成年者、c未成年者の写實的映像
3項	※ナンバリングなし	なし	未成年者の定義： 18歳未満(16歳未満まで変更可)
4項	※記載なし	留保なし	締約国は、1d及び3並びに 2b及びc の規定の全部又は一部を 適用しない権利を留保 することができる

1月13日配信
2022年どうなる？
表現の自由 外圧編より

2022年 表現の自由に関する動向 (外圧編)

2022年 表現の自由に関する動向

1月13日配信
2022年どうなる？
表現の自由 外圧編より

女子差別撤廃条約

昨年2021年に日本が提出した実施状況（第9回報告）について対面審査と最終見解

サイバー犯罪条約

サイバースペースの利用を規制する国際条約の草案について今年2022年1月から協議を開始

インターポール決議

エンドツーエンド暗号化に懸念を表明し、加盟国のプロバイダーが執行機関の法的要求に対応できるよう要請する決議

欧州委員会規則

企業が児童の性的虐待を検出、報告、削除することを義務化する規則を提案予定

Equality Now

オンラインでの性的搾取・虐待についてグローバルスタンダードに沿った国内法を制定する等の基準を提唱

Appendix.

インターポール決議

インターポール決議

2021年11月

← ここまで終了

第89回総会でエンドツーエンド暗号化を懸念する決議

2022年～

決議で要請されている、E2EE※プロバイダーに法執行機関に対して関連情報を提供する法的要求ができる体制整備、法執行機関がプラットフォームでのオンラインの児童の性的虐待を防止し、対応できるようにする国内法制定等について、国内ではどう対応するのか？

※ E2EE : End-to-end encryption、エンドツーエンド暗号化

欧州委員会規則

2022年1月

EU内務委員が児童の性的虐待の検出等義務化について言及

2022年～

EU内務委員であるイルバ・ヨハンソン氏が、独紙に、「企業が児童の性的虐待を検出、報告、排除することを義務付ける規則を今後数か月以内に提案する」と語った。

日本人及び日本企業への影響は？どう対応するのか？

※ EUの現在の規則では、児童の性的虐待犯罪を犯した疑いのあるユーザーの事例をフォローアップするかどうかは、ソーシャルメディアプラットフォームとメッセージサービスに任されている。

Equality Now

2021年11月

オンラインでの性的搾取・虐待についての国際基準策定を提唱

2022年～

国際社会は、以下のような法的拘束力のある基準を採用すべきである。

各国政府はOSEAに関する以下のような国内法および政策を制定し、実施すべきである。

- グローバルスタンダードが存在する場合は、それに沿ったものであること。

※ Equality Nowは、ニューヨークに本部を置く国際的な女性の権利団体。

※ OSEA : Online sexual exploitation and abuse”
オンラインでの性的搾取・虐待

各国の言論統制（再掲）

諸外国の言論統制

ドイツ

SNS対策法（2017年6月成立、同10月発行、2018年1月運用開始）※
ヘイトスピーチやフェイクニュース、違法コンテンツの速やかな削除を義務付ける法律

カンボジア

国家インターネット・ゲートウエー（2021年2月署名、2022年2月導入予定）※
秩序や安全に悪影響を及ぼす恐れがある場合に遮断を可能とする検閲システム

インド

2021年情報技術規則（2021年3月発表、同5月施行）※
SNSの運営企業に法律で禁じられた情報の削除命令を出せる規則

ロシア

巨大IT企業事務所設置法（2021年7月成立）※
1日50万人以上が利用する企業に来年1月までに国内事務所設置を義務付け

シンガポール

外国介入対策法（2021年10月成立、2022年施行予定）※
SNSを駆使した外国からの世論操作を防ぐ目的の法律

ベトナム

SNS規制新法案（検討中）※
有力投稿者の個人情報提供や24時間以内の問題投稿の削除等を検討中

EU

デジタルサービス法案（検討中）※
当局からの削除等の措置命令・情報提供命令への対応義務等を検討中

参考

マンガ規制の年代記

出典：「マンガを読むのはいけないこと？
マンガ規制の年代記」永山薫他

1938年

「児童読物改善二関スル指示要綱」（昭和13年に内務省より発布）

1955年

悪書追放運動（鳩山首相が施政方針演説で「不良出版物絶滅」を提唱）

1964年

東京都青少年健全育成条例制定（出版社が集中する東京での条例制定）

1970年

ハレンチ漫画バッシング（『ハレンチ学園』がPTA等からバッシング）

1978年

三流劇画誌の摘発（『漫画エロジェニカ』11月号の摘発等）

1990年

有害コミック騒動（宮崎勤が引き金となって漫画バッシング）

1999年

紀伊國屋書店事件（児ポ法施行に伴い、誤解に基づく自主規制）

2002年

『蜜室』わいせつ罪摘発事件（マンガへの175条適用に最高裁判断）

2010年

非実在青少年条例改正問題（石原都知事提案の条例改正案による激論）

2019年

コンビニエロ本追放問題（オリ・パラの訪日外国人等への配慮で排除）

2020年

BLが不健全図書の大半を占める（東京での有害図書指定の新傾向）